

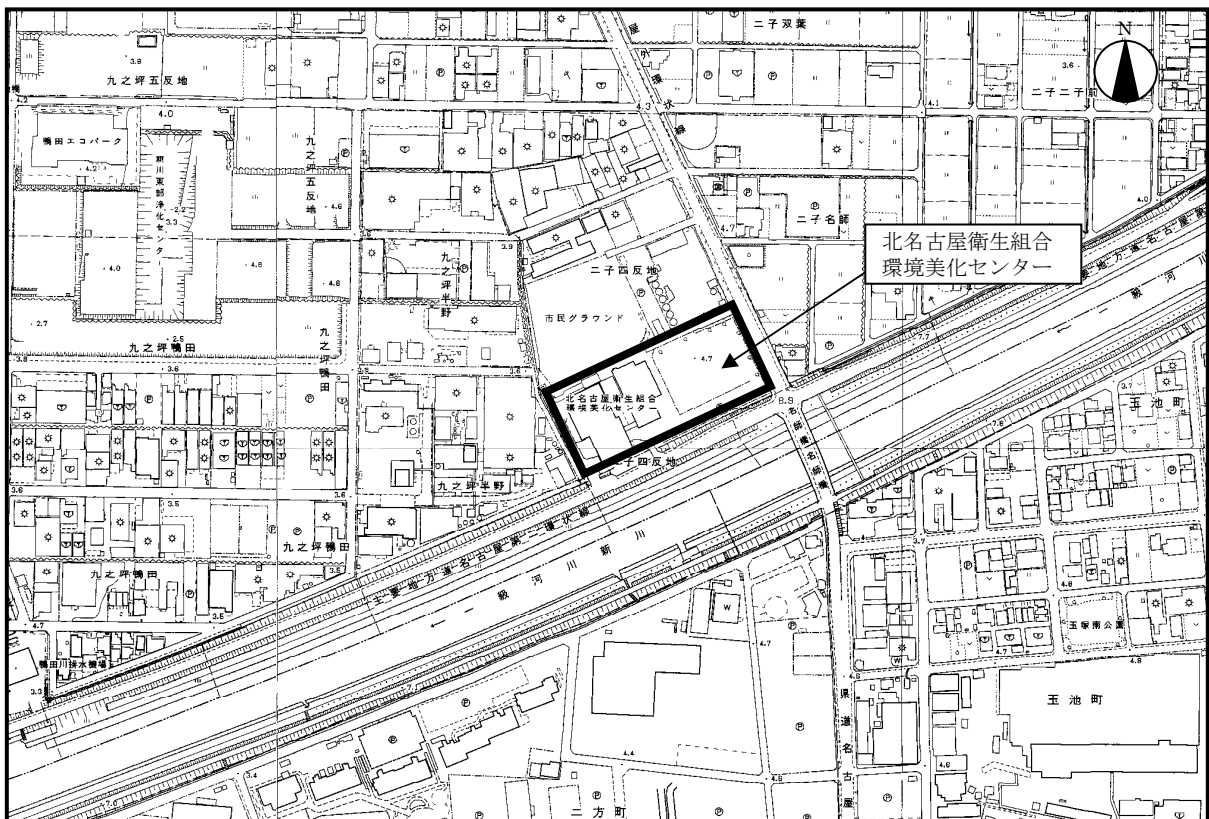
平成25年6月13日
北名古屋衛生組合

ごみ処理施設解体撤去工事に伴う土壌汚染調査結果について

北名古屋衛生組合環境美化センターのごみ処理施設解体撤去工事に伴う土壌汚染概況調査を実施したところ、敷地の一部で「砒素及びその化合物」について土壌溶出量基準を超過する数値が測定され、また「ダイオキシン類」について土壌環境基準を超過する数値が測定されましたので、測定結果及び対応についてお知らせします。

記

- 1 調査場所：愛知県北名古屋市二子四反地16番、24番2、1014番地1（下図参照）
北名古屋衛生組合環境美化センター
- 2 調査項目：①第2種特定有害物質（9物質）の土壌溶出量及び土壌含有量
（カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物）
②土壌中のダイオキシン類の量



調査場所

3 試料採取日：①第2種特定有害物質（9物質）

平成25年4月18日・19日

②ダイオキシン類

平成25年4月18日

4 測定結果

敷地の一部で「砒素及びその化合物」の土壤溶出量が土壤溶出量基準を超過し、「ダイオキシン類」の量が土壤環境基準を超過しました。

調査項目及び物質	調査地点数	測定結果	基準値	超過地点数	基準値を超えた倍率
「砒素及びその化合物」の土壤溶出量 (mg/l)	10	0.005 未満 ～0.019	0.01	3	1.2 ～ 1.9
土壤中の「ダイオキシン類」の量 (pg-TEQ/g)	9	12 ～ 1500	1000	1	1.5

※1 pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラム

2 TEQ (毒性等量) : 最も毒性の強いダイオキシンの毒性に換算した値

3 基準値 : 「砒素及びその化合物」については、土壤溶出量基準値、「ダイオキシン類」については、土壤環境基準

5 応急対策

汚染が判明した場所に、シート等を敷設し、飛散や雨水等による汚染の拡散を防止しました。

なお、当該ごみ処理施設は、平成22年4月に稼働を停止しており、一般の方が立入ることができる状況にはありません。

6 今後の対応

今回の土壤汚染概況調査の結果を踏まえて、今後とも愛知県と協議を行い、詳細調査及び地下水調査を実施し汚染状況を正確に把握した上で適正に処理してまいります。

7 問い合わせ先

北名古屋衛生組合 事務局長 加賀

電話 0568-22-3581